

大阪市告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月10日

大阪市長 横山 英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年1月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
大正内港浪速線	浪速区桜川4丁目17番先	物置（木製）（1点）
大正内港浪速線	浪速区桜川4丁目17番先	テレビ受像機（1点）
大正内港浪速線	浪速区桜川4丁目17番先	タイヤ（3点）
大正内港浪速線	浪速区桜川4丁目17番先	マットレス（1点）
大正内港浪速線	浪速区桜川4丁目17番先	ポール（台付属）（1点）

（建設局総務部管理課）